

消費税法

(解答)

第73回

〔第一問〕 - 50点 -

問1 30

(1)について 8

1. 課税仕入れの意義 4

課税仕入れとは、事業者が、他の者から事業として、資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（※1）を受けることをいう（※2）。

（※1） 所得税法に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。

（※2） 他の者が事業として、資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等（免税とされるものを除く。）に該当することとなるものに限る。

2. A社において、課税仕入れとなるかについて 4

上記「他の者」には、事業者だけでなく、消費者も含まれる。従って、事業者であるA社が消費者である個人Bから居住用家屋を買い受けた本問取引は、課税仕入れとなる。

(2)について 12

1. 居住用賃貸建物の意義と仕入税額控除の制限について 5

居住用賃貸建物とは、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（附属設備を含む。）以外の建物であって、高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するものをいう。

事業者が国内において行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象としない。

2. 本問建物の取得が仕入税額控除の対象となるかについて 7

個人Bから購入した建物は、個人Cに居住用として貸付けていることから、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって、課税仕入れに係る支払対価の額 24,200,000円の100/110相当額である22,000,000円が1千万円以上の高額特定資産に該当するため、居住用賃貸建物である。

従って、当該建物の取得原価24,200,000円の7.8/110に相当する1,716,000円は、仕入税額控除の対象とならない。

(3)について 10

1. 非課税取引について 5

国内において行われる資産の譲渡等のうち、居住用住宅の貸付け（1ヶ月未満の貸付け、及び旅館などの施設としての貸付けを除く。）については、消費税を課さない。

2. 本問居住用家屋の貸付けについて 5

A社が個人Cに対して行う貸付期間1年間の居住用家屋の貸付けについては、貸付け時における資産の所在場所が国内であり、1ヶ月未満の貸付け、及び旅館などの施設としての貸付けに該当しないため、消費税は課されない。

問2 20

(1)について 7

1. 課税期間の特例の選択について 4

課税期間の短縮又は変更する場合、所轄税務署長に課税期間特例選択・変更届出書を提出しなければならない。課税期間特例選択・変更届出書の効力は、提出日の属する期間の翌期間の初日以後に生ずるものとする。ただし、その提出した日の属する期間が事業を開始した日の属する課税期間である場合は、その期間の初日以降に届出の効力が生ずるものとする。法人がその事業年度が3月を超える法人が3月ごとの期間に短縮又は変更する場合、その事業年度開始の日以降3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の期間が生じたときは、その3月未満の期間）が課税期間となる。

2. D社の課税期間について 3

D社は、課税期間特例選択届出書を事業を開始した日の属する課税期間に提出しているため、届出の効力は令和4年11月1日から生じ、令和4年11月1日から令和5年1月31日までの期間、及び令和5年2月1日から令和5年3月31日までの期間が設立第1事業年度の消費税の課税期間となる。

(2)について 6

1. 軽減税率が適用される飲食料品の譲渡の範囲について 3

事業者が、国内において行う課税資産の譲渡等のうち、飲食料品（種類を除く）の譲渡に係る消費税の税率は、6.24%となる。ただし、飲食店業その他一定の事業者が行う食事の提供については、飲食料品の譲渡に含まない。ここで、飲食店業その他一定の事業者が行う食事の提供とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいうのであるが、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡については、飲食店業その他一定の事業者が行う食事の提供に含まれない。

2. E社による食材の販売に軽減税率が適用されるかについて 3

E社によるレストランで提供する食材の販売は、飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡に該当するため、飲食店業その他一定の事業者が行う食事の提供に含まれず、飲食料品の譲渡に係る消費税の税率6.24%が適用される。

(3)について 7

1. 非課税取引について 3

国内において行われる資産の譲渡等のうち、有価証券等の譲渡については、消費税を課さない。ここで、売掛金債権及び貸付金債権は有価証券に類するものに該当するため、いずれの譲渡も非課税取引である。

2. 課税売上割合の計算について 4

売掛金債権については、同債権を計上したときに資産の譲渡等の対価の額の合計額（分母の金額）に含めているため、売掛金債権を譲渡したときには分母の金額に含める必要はない。

貸付金債権については、同債権を計上したときに資産の譲渡等の対価の額の合計額（分母の金額）に含めていないため、貸付金債権を譲渡したときに、その対価の額の5%を分母の金額に含める必要がある。

問 1

I 課税標準額に対する消費税額の計算 - 25点 -

【課税標準額】 ③

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 標準税率（7.8%）課税売上		
$2,457,380 + 1,274,650 + 613,510 + 643,220 \text{ ①} + (26,077,950 - 3,375,950) + 2,120,000$ $+ 318,250 = 7.8\% \text{課税売上高 } 30,129,010 \text{ ①}$		
(2) 軽減税率（6.24%）課税売上		
$851,970 + 2,957,180 = 6.24\% \text{課税売上 } 3,809,150 \text{ ①}$		
(3) 課税標準額		
① 標準税率（7.8%）課税売上に係る課税標準額		
$(1) 7.8\% \text{課税売上高 } 30,129,010 \times 100/110 = 27,390,009 \rightarrow 27,390,000$ (千円未満切捨)		
② 軽減税率（6.24%）課税売上に係る課税標準額		
$(2) 6.24\% \text{課税売上 } 3,809,150 \times 100/108 = 3,526,990 \rightarrow 3,526,000$ (千円未満切捨)		
③ 合計		
$\text{① } 27,390,000 + \text{② } 3,526,000 = \text{課税標準額 } 30,916,000$		金額
		30,916,000 円

【課税標準額に対する消費税額】 ①

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%課税売上に係る課税標準額に対する消費税額		
$7.8\% \text{課税売上に係る課税標準額 } 27,390,000 \times 7.8\% = 2,136,420$		
(2) 6.24%課税売上に係る課税標準額に対する消費税額		
$6.24\% \text{課税売上に係る課税標準額 } 3,526,000 \times 6.24\% = 220,022 \text{ ①}$		
(3) 合計		
$(1) + (2) = 2,356,442$		金額
		2,356,442 円

Ⅱ 仕入に係る消費税額の計算等

【課税売上割合】④

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 課税売上高（税抜き）		
① 課税売上（7.8%、6.24%、免税）		
課税売上（7.8%）27,390,009 + 課税売上（6.24%）3,526,990 + 免税売上 3,375,950 ④ =	34,292,949	
② 課税売上返還等（7.8%、6.24%）		
(102,460 + 1,391,740 ④) × 100/110 + 67,080 × 100/108 =	1,420,474	
⑤ ① - ② =	32,872,475	
(2) 非課税売上高		
312,170,820 + 277,144,500 ④ + 14,822,700 + 1,132,500 + 839		
+ 14,330 × 5% ④ + 4,764,800 × 5% =	605,510,315	
(3) 課税売上割合		
(1)	32,872,475	32,872,475
(1) + (2)	32,872,475 + 605,510,315	638,382,790
	課税売上割合	$\frac{32,872,475}{638,382,790}$ 円

【仕入に係る消費税額の計算方法の判定】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 課税売上高による判定		
32,872,475 ≤	500,000,000	
(2) 課税売上割合		
$\frac{32,872,475}{638,382,790}$	= 0.05149 …	
課税売上割合が 95%未満であるため、仕入税額は按分計算が必要		
判定結果	個別対応方式 又は 一括比例配分方式	

課 税 売 上	免 税 売 上	非 課 税 売 上	不 課 税 売 上
30,129,010 3,809,150 返還等 △1,494,200 △67,080	3,375,950	605,510,315	

1. 課税売上割合の計算

非課税売上 = ⊕ 5,121,827

∴ 課税売上割合 = $\frac{\ominus}{\oplus + \ominus} = \frac{32,872,475}{638,382,790} = 0.05149 \dots$

課税売上高 32,872,475円は 5億円以下であるが、課税売上割合が 95%未満であるため、仕入税額は按分計算が必要

税抜き本体（当年度）

課税売上高の返還等(税抜)	課税売上高 (税抜)
1,494,200 × 100/110	30,129,010 × 100/110
67,080 × 100/108	= 27,390,009
計 1,420,474	3,809,150 × 100/108
	= 3,526,990
免税売上高の返還等 0	計 30,916,999
分子	
32,872,475	免税売上高
	3,375,950

※ 特定課税仕入及び非課税資産の輸出等は、仕入税額の按分計算の要否の判定（5億円判定）に含めないことに留意すること

【仕入れに係る消費税額】 ⑥

計 算 過 程

(単位：円)

(1) 区分経理及び税額

① 課税資産の譲渡等により要するもの

イ) 課税仕入及び仕入税額

a) 標準税率（7.8%）課税仕入

$$2,035,000 + 902,465 \square + 21,103,140 + 1,092,836 + 1,712,800 + 396,517 + 9,792,000 \square$$

$$= \text{課税売上により対応の7.8\%課税仕入 } 37,034,758$$

$$\therefore 7.8\% \text{課税仕入 } 37,034,758 \times 7.8/110 = \text{課税売上により対応の7.8\%仕入税額 } 2,626,101$$

b) 軽減税率（6.24%）課税仕入

$$614,373 \square + 3,244,824 + 385,765 = \text{課税売上により対応の6.24\%課税仕入 } 4,244,962$$

$$\therefore 6.24\% \text{課税仕入 } 4,244,962 \times 6.24/108 = \text{課税売上により対応の6.24\%仕入税額 } 245,264$$

c) 合計

$$a) + b) = \text{課税売上により対応の仕入税額合計 } 2,871,365$$

ロ) 期首棚卸資産の調整

a) 標準税率（7.8%）課税仕入

$$120,487 \square + 1,835,625 = 1,956,112$$

$$\therefore 1,956,112 \times 7.8/110 = \text{期首棚卸資産に含まれる7.8\%仕入税額 } 138,706$$

b) 軽減税率（6.24%）課税仕入

$$88,387 \square \times 6.24/108 = \text{期首棚卸資産に含まれる6.24\%仕入税額 } 5,106$$

c) 合計

$$a) + b) = \text{期首棚卸資産に含まれる仕入税額合計 } 143,812$$

ハ) 仕入返還等に係る仕入税額（7.8%）

$$731,490 \times 7.8/110 = 51,869$$

ニ) 合計

$$イ) + ロ) - ハ) = \text{課税売上により対応の仕入税額計 } 2,963,308$$

② その他の資産の譲渡等により要するもの

イ) 標準税率（7.8%）課税仕入

$$247,300 + 687,170 + 1,422,400 + 4,757,200 + 2,416,843 = \text{非課税売上により対応の7.8\%課税仕入 } 9,530,913$$

$$\therefore 9,530,913 \times 7.8/110 = \text{非課税売上により対応の7.8\%仕入税額 } 675,828$$

ロ) 標準税率（6.24%）課税仕入

$$20,515,634 \square \times 6.24/108 = \text{非課税売上により対応の6.24\%仕入税額 } 1,185,347$$

ハ) 合計

$$イ) + ロ) = \text{非課税売上により対応の仕入税額計 } 1,861,175$$

【仕入れに係る消費税額】（続き） ⑥

計 算 過 程

（単位：円）

③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

イ) 課税仕入及び仕入税額

a) 標準税率（7.8%）課税仕入

$$241,742,224 + 150,000 + 376,200 \square + (3,749,103 - 160,000 - 370,000) + 2,135,200 \\ + 2,663,200 + 318,461 + 2,401,300 \square + 7,266,700 + (34,780,767 - 3,500,000 \\ - 83,100 - 128,034) + 7,628,500 = \text{共通対応の7.8\%課税仕入 } 298,970,521$$

$$\therefore \text{共通対応の7.8\%課税仕入 } 298,970,521 \times 7.8/110 = \text{共通対応の7.8\%仕入税額 } 21,199,727$$

b) 軽減税率（6.24%）課税仕入

$$128,034 \times 6.24/108 = \text{非課税売上上のみ対応の6.24\%仕入税額 } 7,397$$

c) 合計

$$a) + b) = \text{共通対応の仕入税額 } 21,207,124 \square$$

ロ) 期首棚卸資産の調整（7.8%）

$$14,052,951 \square \times 7.8/110 = \text{期首棚卸資産に含まれる7.8\%仕入税額 } 996,481$$

ハ) 合計

$$イ) + ロ) = \text{共通対応の仕入税額計 } 22,203,605$$

ニ) 仕入返還等に係る仕入税額（7.8%）

$$1,267,085 \times 7.8/110 = \text{共通対応の変換等に係る仕入税額 } 89,847$$

④ 合計

イ) 課税仕入及び仕入税額

a) 標準税率（7.8%）課税仕入

$$\text{課税売上のみ対応 } 37,034,758 + \text{非課税売上のみ対応 } 9,530,913 + \text{共通対応 } 298,970,521 = \text{7.8\%課税仕入合計 } 345,536,192$$

$$\therefore \text{7.8\%課税仕入合計 } 345,536,192 \times 7.8/110 = \text{7.8\%仕入税額合計 } 24,501,657$$

b) 標準税率（6.24%）課税仕入

$$\text{課税売上のみ対応 } 4,244,962 + \text{非課税売上のみ対応 } 20,515,634 + \text{共通対応 } 128,034 = \text{6.24\%課税仕入合計 } 24,888,630$$

$$\therefore \text{6.24\%課税仕入 } 24,888,630 \times 6.24/108 = \text{6.24\%仕入税額合計 } 1,438,009$$

c) 合計 a) + b) = 仕入税額計 25,939,666 □

ロ) 期首棚卸資産の調整

a) 標準税率（7.8%）課税仕入

$$\text{課税売上のみ対応 } 1,956,112 + \text{共通対応 } 14,052,951 = \text{7.8\%課税仕入合計 } 16,009,063$$

$$\therefore \text{7.8\%課税仕入合計 } 16,009,063 \times 7.8/110 = \text{期首棚卸資産に含まれる7.8\%仕入税額 } 1,135,188$$

b) 標準税率（6.24%）課税仕入

$$\text{課税売上のみ対応 } 88,387 \times 6.24/108 = \text{期首棚卸資産に含まれる6.24\%仕入税額 } 5,106$$

c) 合計 a) + b) = 期首棚卸資産に含まれる仕入税額合計 1,140,294

ハ) 合計

$$イ) + ロ) = \text{仕入税額合計 } 27,079,960$$

ニ) 仕入返還等に係る仕入税額（7.8%）

$$(\text{課税売上のみ対応 } 731,490 + \text{共通対応 } 1,267,085 \square) \times 7.8/110 = \text{仕入返還等に係る仕入税額 } 141,717$$

【控除対象仕入税額】（続き） ②

計 算 過 程		(単位：円)	
(2) 個別対応方式 ①形式			
(1)①二	(1)③/ハ	課税売上割合	$\frac{32,872,475}{638,382,790}$
課税売上上のみ対応の仕入税額計 2,963,308	+ 共通対応の仕入税額計 22,203,605	×	
(1)③二	(1)④二	課税売上割合	$\frac{32,872,475}{638,382,790}$
- 共通対応の変換等に係る仕入税額 89,847	×		= 4,102,020
(3) 一括比例配分方式 ①形式			
(1)④/ハ	(1)④二		
仕入税額合計 27,079,960	×	$\frac{32,872,475}{638,382,790}$	-
			$\frac{32,872,475}{638,382,790}$
			= 1,387,141
(4) 有利判定：	(2) > (3)	∴	4,102,020
	金額		4,102,020 円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額

計 算 過 程		(単位：円)	
(1) 7.8%課税売上に係る返還等			
$(102,460 + 1,391,740) \times 7.8/110 = 105,952$			
(2) 6.24%課税売上に係る返還等			
$67,080 \times 6.24/108 = 3,875$			
(3)	(1) + (2)	金額	① 109,827 円

【貸倒れに係る消費税額

計 算 過 程		(単位：円)	
$(18,370 + 32,570) \times 7.8/110 = 3,612$			
		金額	① 3,612 円

【控除税額小計】

計 算 過 程		(単位：円)	
$4,102,020 + 109,827 + 3,612 = 4,215,459$			
		金額	4,215,459 円

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)	
控除税額小計 4,215,459	- 課税標準額に対する消費税額 2,356,442		
= 1,859,017 (控除不足還付税額)		金額	① 1,859,017 円

Ⅳ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)	
		金額	0 円

問 2

I 課税標準額に対する消費税額の計算 - 25点 -

【課税標準額】 ③

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 標準税率（7.8%）課税売上	
$4,316,400 + 6,493,519 \text{ ㊦} + 323,400 + 485,100 \text{ ㊦} + 86,800 + (362,603,000 - 142,879,000) + (246,991,000 - 108,695,900) + 18,542,870 + 8,055,930 = 7.8\% \text{課税売上高 } 396,323,119 \text{ ㊦}$	
(2) 課税標準額	
$(1) 7.8\% \text{課税売上高 } 396,323,119 \times 100/110 = 360,293,744 \rightarrow 360,293,000 \text{ (千円未満切捨)}$	
金 額	360,293,000 円

【課税標準額に対する消費税額】 ①

計 算 過 程	(単位：円)
7.8%課税売上に係る課税標準額に対する消費税額	
$7.8\% \text{課税売上に係る課税標準額 } 360,293,000 \times 7.8\% = 28,102,854$	
金 額	㊦ 28,102,854 円

II 仕入に係る消費税額の計算等

【課税売上割合】 ④

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 課税売上高（税抜き）	
$\text{課税売上 (7.8\%)} 360,293,744$	
(2) 非課税資産の輸出等	
$186,500 + 219,147 + 129,740 \text{ ㊦} + 97,820 = 633,207$	
(3) 非課税売上高	
$5,078,000 + 7,479,000 \text{ ㊦} + 6,455,000 + 1,440,000 \times 50\% + 142,879,000 + 108,695,900 \text{ ㊦} + 401,629,000 + 87,961 = 673,023,861$	
(4) 課税売上割合	
$\frac{(1) + (2)}{(1) + (2) + (3)} = \frac{360,293,744 + 633,207}{360,293,744 + 633,207 + 673,023,861} = \frac{360,926,951}{1,033,950,812}$	
課税売上割合	㊦ $\frac{360,926,951}{1,033,950,812}$ 円

【仕入に係る消費税額の計算方法の判定】 ㉒

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 課税売上高による判定	
$360,293,744 \times 12/9 = 480,391,656 \leq 500,000,000 \text{ ㊦}$	
(2) 課税売上割合	
$\frac{360,926,951}{1,033,950,812} = 0.34907 \dots \text{ ㊦}$	
判定結果	個別対応方式 又は 一括比例配分方式

課 税 売 上		免 税 売 上	非 課 税 売 上	不 課 税 売 上
7.8%課税売上	396,323,119	7.8%返還等	0	
特定課税仕入	0	6.24%返還等	0	
6.24%課税売上	0			
		非課税資産の輸出	405,647	673,023,861
		国外移送	227,560	405,647

課税売上割合の計算と按分計算の要否の判定

非課税売上 = ⊕ 673,023,861

$$\therefore \text{課税売上割合} = \frac{\ominus}{\oplus + \ominus} = \frac{360,926,951}{1,033,950,812} = 0.34907 \dots$$

課税売上高 360,293,744円 (⊖ 非課税資産の輸出等)
 ×12/9は、5億円以下であるが、課税売上割合が95%未満であるため、仕入税額は按分計算が必要

※ 特定課税仕入及び非課税資産の輸出等は、仕入税額の按分計算の要否の判定（5億円判定）に含めないことに留意すること

税抜き本体（当年度）

課税売上高の返還等(税抜)	課税売上高 (税抜)
0 × 100/110 = 0	396,323,119 × 100/110
0 × 100/108 = 0	= 360,293,744
計 0	0 × 100/108
	= 0
免税売上高の返還等 0	計 360,293,744
⊖ 分子	免税売上高
360,926,951	0
	非課税資産の輸出等 633,207

【仕入に係る消費税額】 ㊦

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 区分経理及び税額		
① 課税資産の譲渡等のみ要するもの (7.8%)		
1,826,310 + 3,268,900 + 96,470 + 37,950,500 [㊦] + 50,000,000 + 9,022,680 + 2,163,480 + 2,367,770 = 課税売上上のみ対応の7.8%課税仕入 106,696,110		
∴ 7.8%課税仕入 106,696,110 × 7.8/110 = 課税売上上のみ対応の7.8%仕入税額 7,565,724		
② その他の資産の譲渡等のみ要するもの (7.8%)		
3,491,160 + 1,860,714 [㊦] + 94,820 + 249,820 = 非課税売上上のみ対応の7.8%課税仕入 5,696,514		
∴ 5,696,514 × 7.8/110 = 非課税売上上のみ対応の7.8%仕入税額 403,934		
※ マンションBは居住用賃貸建物に該当するため (136,783,460 × 100/110 ≥ 1千万)、仕入税額控除なし		
③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの (7.8%)		
2,420,519 [㊦] + 6,759,680 + 1,339,110 = 共通対応の7.8%課税仕入 10,519,309		
∴ 共通対応の7.8%課税仕入 10,519,309 × 7.8/110 = 共通対応の7.8%仕入税額 745,914		
④ 合計		
課税売上上のみ対応 106,696,110 + 非課税売上上のみ対応 5,696,514 + 共通対応 10,519,309 = 7.8%課税仕入合計 122,911,933		
∴ 7.8%課税仕入合計 122,911,933 × 7.8/110 = 7.8%仕入税額合計 8,715,573 [㊦]		
(2) 個別対応方式 ㊦形式		
(1)①	(1)③	課税売上割合
課税売上上のみ対応の7.8%仕入税額 7,565,724	+ 共通対応の7.8%仕入税額 745,914	× $\frac{360,926,951}{1,033,950,812}$
= 7,826,104		
(3) 一括比例配分方式 ㊦形式		
(1)④		
7.8%仕入税額合計 8,715,573	×	$\frac{360,926,951}{1,033,950,812}$
= 3,042,393		
(4) 有利判定：	(2) > (3)	∴ 7,826,104
金額	7,826,104 円	

【仕入に係る消費税額の調整】 ㊦

計 算 過 程

(単位：円)

I. 居住用賃貸建物に係る消費税額の調整

① ビルA

$205,633,120 \times 100/110 = 186,939,200 \geq 10,000,000$ 円 ∴ 居住用賃貸建物に該当する
ただし、令和2年9月30日以前の取得であるため、居住用賃貸建物に係る消費税額の調整は不要

② マンションB

$136,783,460 \times 100/110 = 124,348,600 \geq 10,000,000$ 円 ㊦ ∴ 居住用賃貸建物に該当する
ただし、調整期間中に転用・譲渡が行われていないため、居住用賃貸建物に係る消費税額の調整は不要

II. 調整対象固定資産に係る消費税額の調整

(1) 調整対象固定資産の判定

① ビルA： $205,633,120 \times 100/110 = 186,939,200 \geq 1,000,000$ 円 ㊦ ∴ 該当する

② マンションB： $136,783,460 \times 100/110 = 124,348,600 \geq 1,000,000$ 円 ∴ 該当する

ただし、居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除の制限を受けたため、著しい変動による調整は不要

③ 資本的支出G： $1,339,110 \times 100/110 = 1,217,372 \geq 1,000,000$ 円 ∴ 該当する

ただし、当課税期間が第3事業年度に該当しないため、著しい変動による調整は不要

(2) 著しい変動の判定

① 仕入時の課税売上割合

$$\frac{396,325,963}{416,922,055} = 0.9505 \dots \geq 95\%$$

なお、課税売上割合が95%以上、課税売上高396,325,963円が5億円以下のため、仕入時に全額控除

② 通算課税売上割合 ㊦

$$\frac{396,325,963 + 168,162,961 + 319,652,693 + 360,926,951}{416,922,055 + 228,339,671 + 951,304,688 + 1,033,950,812} = \frac{1,245,068,568}{2,630,517,226} = 0.4733 \dots$$

③ 著しい変動の判定 形式 ㊦

イ. 変動差 ① - ② = $0.4772 \dots \geq 5\%$

ロ. 変動率 $\frac{イ}{①} = 0.5020 \dots \geq 50\%$

ハ. イ及びロの要件を共に満たすため、著しい変動に該当する。

(3) 調整税額（ビルA）形式 ㊦

① 調整対象基準税額

$$205,633,120 \times 7.8/110 = 14,581,257$$

② 通算課税売上割合による控除税額

$$14,581,257 \times \frac{1,245,068,568}{2,630,517,226} = 6,901,557$$

③ 調整税額

$$① - ② = 7,679,700 \text{ (控除)}$$

III. 調整後の控除対象仕入税額

$$7,826,104 - 7,679,700 = 146,404$$

調整税額	7,679,700 円
調整後の控除仕入税額	146,404 円

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】①

計 算 過 程		(単位：円)	
課税標準額に対する消費税額 28,102,854 - 調整後の控除対象仕入税額 146,404			
= 27,956,450 → 27,956,400		金 額	① 27,956,400 円

Ⅳ 中間納付税額の計算

【中間納付税額】②

計 算 過 程		(単位：円)	
(1) 一月中間申告			
① 1月～4月			
$\frac{5,133,600}{12} = 427,800 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{適用なし} \quad \text{①}$			
② 5月～8月			
$\frac{4,863,200}{12} = 405,266 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$			
(2) 三月中間申告			
① 1月～3月			
$\frac{5,133,600}{12} \times 3 = 1,283,400 > 1,000,000 \quad \therefore \text{適用あり}$			
② 4月～6月			
$\frac{4,863,200}{12} \times 3 = 1,215,798 > 1,000,000 \quad \therefore \text{適用あり}$			
② 中間納付税額			
1,283,400（百円未満切捨） + 1,215,700（百円未満切捨） = 2,499,100 ①			
		金 額	2,499,100 円

Ⅴ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】①

計 算 過 程		(単位：円)	
差引税額	中間納付税額		
27,956,400	- 2,499,100	= 25,457,300	
		金 額	① 25,457,300 円